

令和8年度人権擁護対策資金貸付規程

(趣旨)

第1条 SNSによる誹謗中傷等への対策を図るために、人権擁護対策資金を必要とするアイヌ住民に対して、その資金をこの規程の定めるところにより貸付する。

(定義)

第2条 この規程において人権擁護対策資金（以下「資金」という）とは、SNS等による誹謗中傷を受けた場合に、解決するための法的手続等に際し次の各号に該当する経費に充てるための資金をいう。

- 1 弁護士、司法書士及び法テラス等の専門機関への相談に要した費用（相談料、交通費など）
- 2 発信者情報開示請求及び投稿削除請求を行うために要した費用

(貸付対象)

第3条 次の各号に該当するものに対して貸付する。

- 1 現に北海道内に居住していること
- 2 資金を必要とする事情にあること
- 3 償還能力があること
- 4 公益社団法人北海道アイヌ協会（以下「アイヌ協会」という）が実施する各種貸付に関わる資金（以下「各種貸付金」という）の滞納がないこと

(貸付条件)

第4条 資金の貸付条件は次のとおりとする。

資金名	貸付額	条件	利率
人権擁護対策資金	一人につき40万円以内とする。	償還期間は、当該資金の貸付の日から2年以内とする。 なお、貸付回数は同一年度に2回以内とする。	無利子

(保証人)

第5条 資金の貸付を受けようとするものは、借受者と同一の市町村（理事長が特に認める場合は道内）に居住し、かつ独立の生計を営む者を連帯保証人にたてなければならない。

なお、各種貸付金の滞納がある者は、連帯保証人にはなれない。

- 2 借受者は、連帯保証人が死亡若しくは居所不明または前項の要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日から十日以内に文書でその旨を代表者（団体の組

織されてない場合は理事長)に届け出るとともに、新たに前項の規定による連帯保証人をたてなければならない。

(貸付の申請)

第6条 資金の貸付を受けようとするものは、別記第1号様式の人権擁護対策資金借入申込書に、次の資料を添え、アイヌ協会に加盟する団体の代表者(以下「代表者」という)(団体の組織されてない場合は理事長)の確認を経たうえで、理事長に提出しなければならない。

- (1) 弁護士等への相談を行なおうとする場合は、弁護士等に提出する書類(誹謗中傷等を受けた内容が分かる資料を添付すること)
- (2) 発信者情報開示請求又は投稿削除請求を行なおうとする場合は、必要な費用を記した見積書又は請求書(弁護士等が発行したもの)
- (3) 借受人及び保証人の印鑑証明
 - 2 理事長は、前項までに定めるほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定)

第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付を行うかどうかを決定し、その旨を当該代表者(団体の組織されてない場合は申請者)に通知し、代表者は当該申請者に通知するものとする。

(資金の貸付)

第8条 借受者は、前条の通知を受けたときは、別記第2号様式の借用書を理事長に提出し、資金の交付を受けるものとする。

(履行報告)

第9条 借受者は、第2条で規定する法的手続等を履行したときは、速やかに別記第3号様式の人権擁護対策資金履行報告書に領収書を添付のうえ、理事長に提出すること。

その際、支払った金額(領収書により確認できた金額)が、貸付に係わる資金(以下「貸付金」)を下回った場合は、第4条の条件に定める償還期間に関わらず直ちに差額を返納すること。

(償還の方法)

第10条 借受者は、貸付の日から2年以内に償還しなければならない。

- 2 貸付金の償還は、月賦又は一括償還の方法による。
- 3 貸付金は、前項の規定に係わらずいつでも繰上償還をすることができる。

(貸付決定の解除)

第11条 理事長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、貸付決定を解除し、い

つでも貸付金の全部または一部について直ちに償還させることができる。

- 1 虚偽の申請その他不正な行為があったとき
- 2 貸付金を貸付の目的以外の用途に使用したとき
- 3 その他資金の貸付の目的を達し難いと認めたとき

(違約金)

第12条 借受者が償還期限内に貸付金を償還しないときは償還期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未償還額につき年10.75%の割合で計算して得た額の違約金をアイヌ協会に支払うものとする。